

岩手県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第30号）で公示した公共測量を終了した旨岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市、花巻市及び盛岡市
- 2 実施した期間 平成29年10月11日から平成30年3月16日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び車載写真レーザ測量）